

# 高等学校等就学支援金制度

## 質問①

どのような  
制度

## 国の授業料支援の仕組み

保護者の所得に応じて、返還不要の授業料の補助が受けられます。

対象

高校等に在学中で、日本国内に住所を有する方

対象外

一度、高校等を卒業又は修了した方  
高校等に在学した期間が通算して36月を超えた方  
(定時制・通信制の場合は48月を超えた方)



## 質問②

補助額は  
どのくらい

算定結果に応じて、授業料相当額が補助されます。

算定  
方法

保護者①

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

保護者②

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

保護者①+保護者②=A, B, Cのどこに当てはまる？

A

<154,500円≤

B

<304,200円≤

C

区分	月額	年額
A 私立のみ	最大33,000円 ※33,000円より授業料が少ない場合は 授業料額が上限	最大396,000円
B	9,900円※	118,800円
C	0円	0円

※単位制授業料の学校は、1単位あたりの授業料を月額換算します。

△就学支援金は授業料と相殺され、実際にお金が振り込まれることはありません。

## 質問③

自分で金額  
を調べたい

方法① マイナポータルで調べる。

マイナンバーカードを利用して、御自身で調べることが可能です。

マイナポータルHP



方法② 市町村で所得課税証明書を手にする。

以下の2項目が確認可能な証明書の発行を依頼してください。

①市町村民税の課税標準額

②市町村民税の調整控除額

(参考)支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	年額11万8,800円の支給	年額39万6,000円の支給(私立のみ)
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。  
 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

質問④

いつ申請するの

4月頃までに、入学者全員に入学する学校から案内があります。学校の案内に従って申請書類を提出してください。

**【△注意】無収入の場合も住民税の申告が必要です。**  
 あらかじめ市町村等で税申告をお済ませください。

質問⑤

いつ認定されるの

学校がとりまとめた申請を、宮崎県が認定します。認定時期の目安は表のとおりです。

※作業の進捗により、計画より遅れる場合があります。  
 ※学校によっては、県の認定結果が出るまで、一度授業料を全額徴収し、その後、認定額に応じて、返金する場合があります。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1年生		認定 (4月～6月分)			認定 (7月～翌6月分)		年2回
2年生					認定 (7月～翌6月分)		年1回
3年生					認定 (7月～翌3月分)		年1回

前々年の所得により判定 (2年生)

前年の所得により判定 (3年生)

家計急変支援制度について

通常、就学支援金の支給額は、前年又は前々年の所得により判定しますが、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に、現在の収入により判定することができます。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談してください。

主な要件 対象となる家計急変事由に該当  
 +  
 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額 月額:33,000円  
 ※公立高校等は  
 月額:9,900円

文部科学省家計急変支援制度サイト  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



宮崎県お問い合わせ先

私立高校:みやざき文化振興課 (0985) 26-7118  
 公立高校:高校教育課 (0985) 26-7237